

意見書

放送法施行規則、無線設備規則、電気通信役務利用放送法施行規則、標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式、放送局に係る表現の自由享有基準及び放送局に係る表現の自由享有基準の認定放送持株会社の子会社に関する特例を定める省令の各一部を改正する省令案並びに放送普及基本計画及び放送用周波数使用計画の各一部変更案について、電波法第99条の12第1項及び第2項、放送法第53条の11第1項及び第2項並びに電気通信役務利用放送法第19条第1項の規定により、意見の聴取を行った（平成21年1月16日）結果、下記のとおり意見を決定する。

平成21年2月4日

主任審理官 森下 浩行

記

第1 意見

無線設備規則、電気通信役務利用放送法施行規則、標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式、放送局に係る表現の自由享有基準及び放送局に係る表現の自由享有基準の認定放送持株会社の子会社に関する特例を定める省令の各一部を改正する省令案並びに放送普及基本計画及び放送用周波数使用計画の各一部変更案は、適当である。

放送法施行規則についてはおおむね適当であるが、特別衛星放送を委託して行わせる委託放送業務の申請者等が使用中継器数を明確にするための修正を行うことが適当である。

第2 事実及び争点

1 改正案の内容

(1) 放送法施行規則の一部を改正する省令案

ア 改正の内容

- 一 BS放送及び東経110度CS放送を制度上「特別衛星放送」として統合し、特別衛星放送とそれ以外の放送（一般衛星放送）の別に応じてマスメディア集中排除原則の規定を整備すること。（第17条の8関係）
- 二 その他の規定の整備をすること。

イ 施行期日

公布の日から施行すること。

(2) 無線設備規則の一部を改正する省令案

ア 改正の内容

- 一 G7W電波11.7GHzを超え12.2GHz以下の周波数を使用し、高度広帯域伝送方式により標準テレビジョン放送、高精細度テレビジョン放送、超短波放送又はデータ放送を行う放送衛星局及び当該放送衛星局と通信を行う地球局の無線設備

- に関する条件を定めること。（第 37 条の 27 の 16 関係）
- 二 G7W 電波 12.2GHz を超え 12.75GHz 以下の周波数を使用し、高度広帯域伝送方式により標準テレビジョン放送、高精細度テレビジョン放送、超短波放送又はデータ放送を行う放送衛星局及び当該放送衛星局と通信を行う地球局の無線設備に関する条件を定めること。（第 37 条の 27 の 19 関係）
- 三 その他規定の整備をすること。
- イ 施行期日
公布の日から施行すること。
- (3) 電気通信役務利用放送法施行規則の一部を改正する省令案
- ア 改正の内容
- 一 一の者が支配することができるトランスポンダ数の上限を緩和すること。（第 7 条関係）
- 二 その他規定の整備をすること。
- イ 施行期日
公布の日から施行すること。
- (4) 標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式の一部を改正する省令案
- ア 改正の内容
- 一 11.7GHz を超え 12.2GHz 以下の周波数の電波を使用する放送衛星局の行う高度広帯域伝送方式による標準テレビジョン放送、高精細度テレビジョン放送、超短波放送及びデータ放送に関する送信の標準方式を定めること。（第 5 章第 3 節関係）
- 二 12.2GHz を超え 12.75GHz 以下の周波数の電波を使用する放送衛星局の行う高度広帯域伝送方式による標準テレビジョン放送、高精細度テレビジョン放送、超短波放送及びデータ放送に関する送信の標準方式を定めること。（第 6 章第 5 節関係）
- 三 その他規定の整備をすること。
- イ 施行期日
公布の日から施行すること。
- (5) 放送局に係る表現の自由享有基準の一部を改正する省令案
- ア 改正の内容
- 一 BS 放送及び東経 110 度 CS 放送を制度上「特別衛星放送」として統合し、特別衛星放送とそれ以外の放送（一般衛星放送）の別に応じてマスメディア集中排除原則の規定を整備すること（第 2 条第 2 項から第 4 項まで関係）
- 二 その他規定の整備をすること。
- イ 施行期日
公布の日から施行すること。
- (6) 放送局に係る表現の自由享有基準の認定放送持株会社の子会社に関する特例を定める省令の一部を改正する省令案
- ア 改正の内容
- 一 トランスポンダ数の上限（0.5 トランスポンダ）の範囲内において、複数の特別衛星放送に係る委託放送事業者を認定放送持株会社の子会社とすることができるようにする。（第 2 条第 3 項から第 5 項まで関係）
- 二 その他規定の整備をすること。
- イ 施行期日
公布の日から施行すること。
- (7) 放送普及基本計画の一部変更案

ア 変更内容

BS 放送及び東経 110 度 CS 放送を特別衛星放送としてその普及政策を一体化させること、それ以外の衛星放送を一般衛星放送として位置付けること等に伴う規定の整備をすること。

イ 施行期日

公布の日から施行すること。

(8) 放送用周波数使用計画の一部変更案

ア 変更内容

衛星放送の放送番組の数の目標を削除する等の規定の整備をすること。

イ 施行期日

公布の日から施行すること。

2 総務省の陳述の概要

(1 の改正案の内容の説明として、以下の陳述があった。)

平成 23 年以降の BS デジタル放送は、現在 BS アナログ放送に使用している周波数と国際調整を経て平成 12 年に追加で割り当てられている周波数を併せて合計 7 周波数を新たに使用することが、平成 19 年 7 月の電波監理審議会の答申を経て決定されているところである。このうち、17 チャンネルについては、地上デジタル放送の衛星利用による難視聴地域対策用に使用することが、平成 20 年 9 月の電波監理審議会の答申を経て決定されていることから、本件は残りの 6 周波数についての BS デジタル放送における委託放送業務の認定のあり方に関する必要な制度整備を行うものである。

改正の概要の 1 点目は、放送普及基本計画の変更についてである。近年、BS 放送と東経 110 度 CS 放送の共用アンテナ又は三波共用受信機の急速な普及に伴い、少なくとも受信環境の面においては、視聴者にとって BS 放送と東経 110 度 CS 放送の間に大きな差異がなくなりつつあると考えられることから、BS 放送と東経 110 度 CS 放送を特別衛星放送と位置付け、特別衛星放送以外の衛星放送については一般衛星放送とする関係規定を整備するものである。

特別衛星放送として一体化することの具体的な措置として、今後は、特別衛星放送全体として、幅広い分野の多様な放送番組が確保されるよう配慮すること及び高精細度テレビジョン放送を中心としつつデジタル技術を活用した高画質化を目指すこと等を放送普及基本計画に明記するものである。

また、特別衛星放送において、放送大学学園が委託放送業務を行うことを可能とし、超短波放送及びデータ放送については、原則として、あらかじめ放送番組の数の目標を定めず、周波数事情を勘案して可能な場合に限り、個別に必要な放送が実施できるよう措置するものである。

2 点目は、特別衛星放送と一般衛星放送のそれぞれにおけるマスメディア集中排除原則の基準を見直すものである。現行においては BS デジタル放送に関しては、原則として 2 分の 1 中継器以内までは一の事業者が支配することができるとしているが、今般、特別衛星放送全体として一の者が支配できる中継器の数を原則として 4 中継器以内とする。

ただし、申請者が地上放送事業者又はその支配関係者である場合については、当分の間は、基本的に従前の制度をそのまま維持することとする。

特別衛星放送以外の一般衛星放送については、平成 19 年に同じ周波数帯で現行の約 2 倍以上の番組が伝送可能となる高度狭帯域伝送方式が制度化され、平成 20 年から同方式を活用した放送が開始され、今後、当該方式の利用が順調に拡大し、周波数の希少性も相対的に緩和されていくことが見込まれること等を受け、一般衛星放送については、一の者が支配できる中継器数を現在認められている数の 2 倍程度まで緩和し、原則として現行 12 中継器以内から 24 中継器以内とする。

3 点目は、新しい放送方式に係る技術基準についてである。新しい放送方式は、情報通信審議会において平成20年7月に一部答申が出されたものであるが、伝送容量の拡大、映像の高圧縮を可能とし、さらに IP 伝送も利用可能とすることによりインターネットとの親和性を確保することができるものであり、同方式を導入するため関係規定を整備するものである。なお、現行の放送方式又は新しい放送方式の採用については、選択可能とする。

3 利害関係者の陳述等

本件改正案に関し、下表のとおり、利害関係を有する2者が準備書面を提出し、意見の聴取の期日に出席して陳述した。

本件改正案に対する賛否は、次のとおりであり、利害関係者から出された意見・要望の概要及びこれに対する総務省の回答の概要は、別紙のとおりである。

利害関係者	賛 否	備 考
社団法人日本民間放送連盟	反 対	意見あり
放送大学学園	賛 成	

第3 理由

BS アナログ放送終了後に現在当該放送に使用している周波数等を使用して、平成 23 年以降に新たな BS デジタル放送を開始するため、現在 BS アナログ放送に使用している 3 周波数と国際調整を経て平成 12 年に追加で割り当てられた 4 周波数の合計 7 周波数を新たに使用することが決定されている。

本件は、上記 7 周波数のうち、地上デジタル放送の衛星利用による難視聴地域対策用に使用予定の 1 周波数を除く 6 周波数について、最近の視聴者を取り巻く環境等の変化を踏まえ、新たな BS デジタル放送に関する規定の整備を行うものであり、改正の必要性は認められる。

1 放送法施行規則

放送法施行規則の改正案では、マスメディア集中排除原則に関して、今後は、特別衛星放送全体について、一の者が支配することができる中継器数を原則として 4 中継器以内とすることとしているが、これは、平成 12 年の BS デジタル放送開始時点の 4 周波数とは異なり、平成 23 年以降においては、特別放送全体として 24 周波数を使用するものとなることを踏まえたものである。

また、申請者が地上放送事業者又はその支配関係者である場合については、当分の間は、従前の制度をそのまま維持することとしている。

この点に関し、利害関係者から「地上放送事業者等に適用する規律だけを従前どおりとするのは、公平性を欠く」、「地上放送事業者等による特別衛星放送の支配に関するマスメディア集中排除原則において、BS と 110 度 CS を区分して規定していることは、制度改正の本旨に反すると言わざるを得ない」旨の意見があった。

これについては、現在、事業の円滑な立ち上がりの支援等の観点から、地上放送事業者等に対して、BS デジタル放送は議決権の 2 分の 1 を超えない範囲での議決権の保有を、東経 110 度 CS デジタル放送は 2 中継器以内の支配を特例的に認めているものであり、平成 23 年の完全デジタル化を目前に控え、BS デジタル放送及び東経 110 度 CS デジタル放送の普及が急速に拡大しつつある現時点において、これら特例の評価を総括し、今後の地上放送と BS デジタル放送との兼営の適否等について結論

を得るのは時期尚早と考えられる。

また、一般衛星放送に関して、一の者が支配することができる中継器数について、現行の 12 中継器以内から改正後の 24 中継器以内に緩和することとしているが、これは、新たな動画圧縮技術等を用いた放送方式による放送サービスが開始されたことに伴い、周波数の希少性が相対的に緩和されていくことが見込まれることとなったこと等によるものであり、改正内容はおおむね適当と認められる。

ただし、特別衛星放送を委託して行わせる委託放送業務の申請者等が使用する中継器数について、利害関係者からの要望を踏まえ、規定を明確にするための修正を行うことが適当である。

2 無線設備規則

無線設備規則の改正案では、現行の放送方式に加え、周波数帯幅を最大限活用する技術の採用等による伝送容量の拡大等の特長を有する新たな放送方式を定めているが、これは情報通信審議会の答申に基づくものであり、改正内容は適当と認められる。

3 電気通信役務利用放送法施行規則

電気通信役務利用放送法施行規則の改正案では、一の者が支配することができる中継器数の上限を緩和しているが、これは、周波数の希少性が相対的に緩和されていくことが見込まれることとなったこと等によるものであり、改正内容は適当と認められる。

4 標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式

標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式の改正案では、現行の放送方式に加え、周波数帯幅を最大限活用する技術の採用等による伝送容量の拡大等の特長を有する新たな放送方式を定めているが、これは情報通信審議会の答申に基づくものであり、改正内容は適当と認められる。

5 放送局に係る表現の自由享有基準及び放送局に係る表現の自由享有基準の認定放送持株会社の子会社に関する特例を定める省令

放送局に係る表現の自由享有基準の改正案及び放送局に係る表現の自由享有基準の認定放送持株会社の子会社に関する特例を定める省令の改正案では、BS 放送及び東経 110 度 CS 放送を制度上「特別衛星放送」として統合し、特別衛星放送とそれ以外の放送（一般衛星放送）の別に応じてマスメディア集中排除原則の規定を整備することとしている。

また、放送局に係る表現の自由享有基準の認定放送持株会社の子会社に関する特例を定める省令の改正案では、中継器数の上限（0.5 中継器）の範囲内において、複数の特別衛星放送に係る委託放送事業者を認定放送持株会社の子会社とすることができるようにすることを定めているが、これらは、放送法施行規則の改正案に伴う規定の整備であり、改正内容は適当と認められる。

6 放送普及基本計画

放送普及基本計画の変更案では、BS 放送及び東経 110 度 CS 放送を制度上「特別衛星放送」として統合し、その普及政策を一体化するとともに、それ以外の衛星放送を「一般衛星放送」として位置付けること等の規定の整備を行うこととしているが、これは、近年の BS・東経 110 度 CS 共用アンテナや三波共用受信機の急速な普及に伴い、少なくとも受信環境の面において視聴者にとって両放送の間には大きな

差異がなくなりつつあることを踏まえたものであり、改正内容は適当と認められる。

また、特別衛星放送において、放送大学学園が委託放送業務を行うことができるようにしているが、これは、全国の視聴者が地域間格差なく教育効果の高い機能を活用した質の高い教育サービスを楽しむことを可能とするものであり、改正内容は適当と認められる。

さらに、超短波放送及びデータ放送については、原則として、あらかじめ放送番組の数の目標を定めることとはせず、周波数事情を勘案して可能な場合に限り、個別に必要な放送が実施できるようにしているが、これは、移動受信に適した地上放送や双方向通信に適したインターネットなど他のメディアによって、多様化・高度化する視聴者ニーズを満たすことが相当程度可能となっていることを踏まえ、衛星放送のメディアとしての特性の一つである、大容量性、高品質性を最大限に生かす観点から、特別衛星放送においては、テレビジョン放送に対し周波数を優先的に割り当てることとするためであり、改正内容は適当と認められる。

7 放送用周波数使用計画

放送用周波数使用計画の変更案では、衛星放送の放送番組の数の目標を削除することとしているが、これは、規定の簡素化を図るものであり、変更内容は適当と認められる。

以上のほか、本件に係る関係省令の改正案等は、電波監理上も特段の支障はないことから、適当であると認められる。

別 紙

意見・要望の概要	総務省の回答の概要
<p>○ 社団法人日本民間放送連盟</p> <ul style="list-style-type: none"> BS 放送と東経 110 度 CS 放送を制度上統合し、衛星放送全体において地上放送事業者等による特別衛星放送の支配に関するマスメディア集中排除原則を大幅に緩和するのであれば、地上放送事業者等に適用する規律だけを従前どおりとするのは、公平性を欠くものと考えられる。 また、両放送を制度上統合するにもかかわらず、地上放送事業者等による特別衛星放送の支配に関するマスメディア集中排除原則において、BS 放送と東経 110 度 CS 放送を区分して規定していることは、制度改正の本旨に反すると言わざるを得ない。 地上放送事業者による BS デジタル放送事業者の議決権保有「3分の1以上2分の1以下」は、現行制度では『支配』に該当しないが、「第17条の8 第1項1号イ(2)」はこれを『支配』に該当するとした上で特例として認める趣旨と思料する。この場合、規制強化となる懸念があるため、新制度案で得られる法的効果が従前どおりであることを確認するよう要望する。 「第17条の8 第1項1号イ(2)」に適合する申請者が保有可能なトランスポンダ数を規定上、明確にするよう要望する。 	<p>放送をすることができる機会をできるだけ多くの者に対し確保する観点から、BS 放送及び東経 110 度 CS 放送のいずれにおいても、地上放送との兼営等は原則として認められておらず、例外的に、事業の円滑な立ち上がりの支援等の観点から、BS デジタル放送については議決権の2分の1を超えない範囲での議決権の保有が、東経 110 度 CS デジタル放送については2中継器以内の支配が、それぞれ規制緩和により特例的に認められている。</p> <p>地上放送との兼営等の場合についても、将来的には特別衛星放送全体として統一的な基準へと移行していくことが望ましいと考えられるが、平成 23 年の完全デジタル化を目前に控え、BS デジタル放送及び東経 110 度 CS デジタル放送の普及が急速に拡大しつつある現時点において、これらの特例の評価を総括し、今後の地上放送と BS デジタル放送との兼営の適否等について結論を得るのは時期尚早であると考えられる。</p> <p>本件におけるマスメディア集中排除原則に係る条文については、国民の皆様にとって、より簡潔で分かりやすいものにする観点から、全体的に条文構造を見直し、法技術的に整理・合理化を図っているものであり、規制内容そのものを変更する趣旨によるものではない。</p> <p>規定の明確化の観点から、所要の修文を行うこととする。</p>